

令和 7 年 1 2 月
令和 7 年第 6 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 17 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 136 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 137 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 138 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 139 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 140 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 141 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 142 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 143 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 144 号	栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定について	6
議案第 145 号	栃木市文化財等収蔵庫条例の制定について	7
議案第 146 号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第 147 号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	12
議案第 148 号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について	16
議案第 149 号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	22
議案第 150 号	栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の 一部を改正する条例の制定について	26
議案第 151 号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 152 号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 153 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	44
議案第 154 号	工事請負契約の締結について（清水川第 1 調節池整備工事）	48
議案第 155 号	工事請負契約の変更について（平井川第 2 調節池整備工事）	52
議案第 156 号	訴えの提起について	56
議案第 157 号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	59
議案第 158 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）	60
議案第 159 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	61

議案第 160 号 指定管理者の指定について

(栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター)62

議案第 161 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて.....63

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

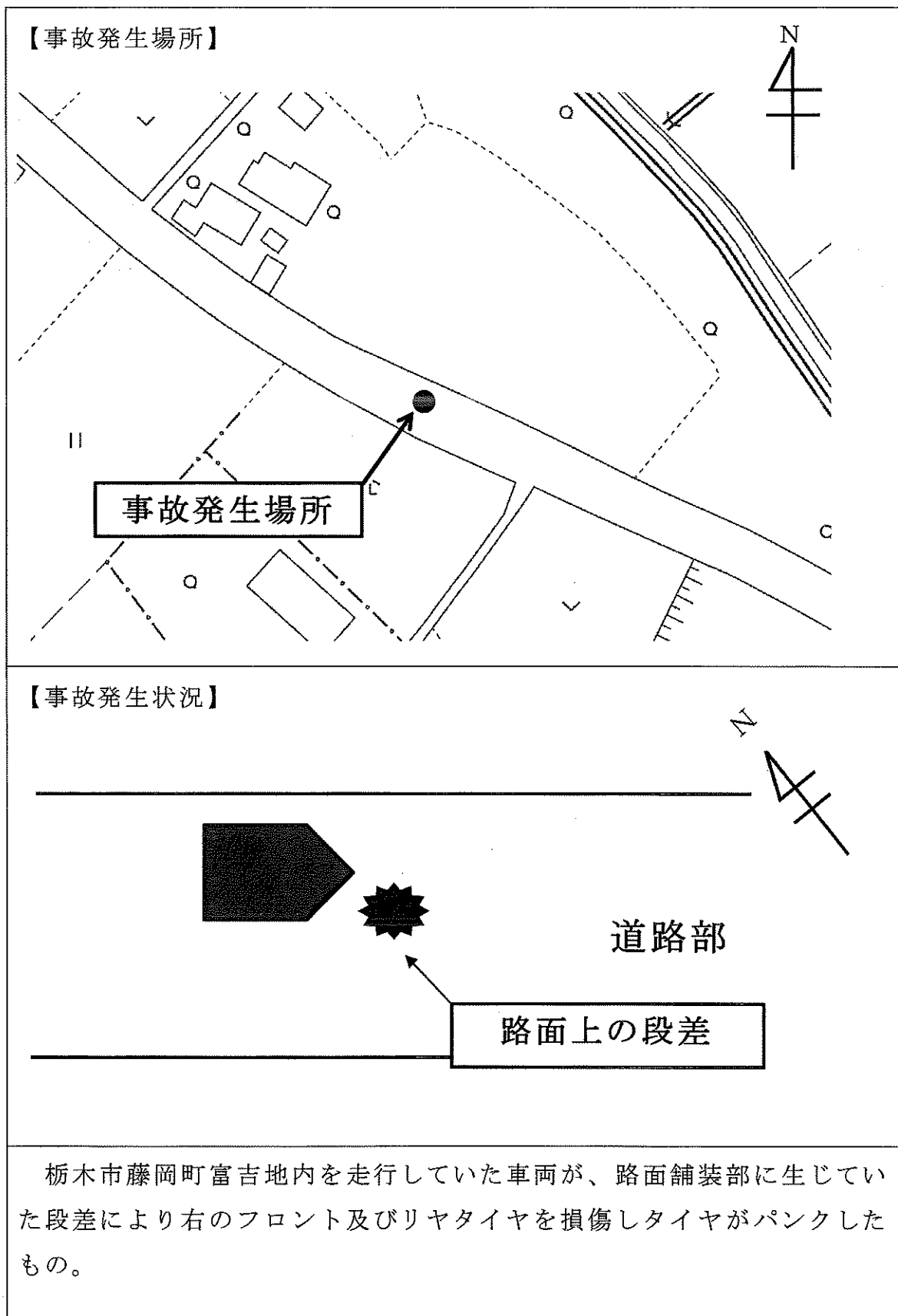
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

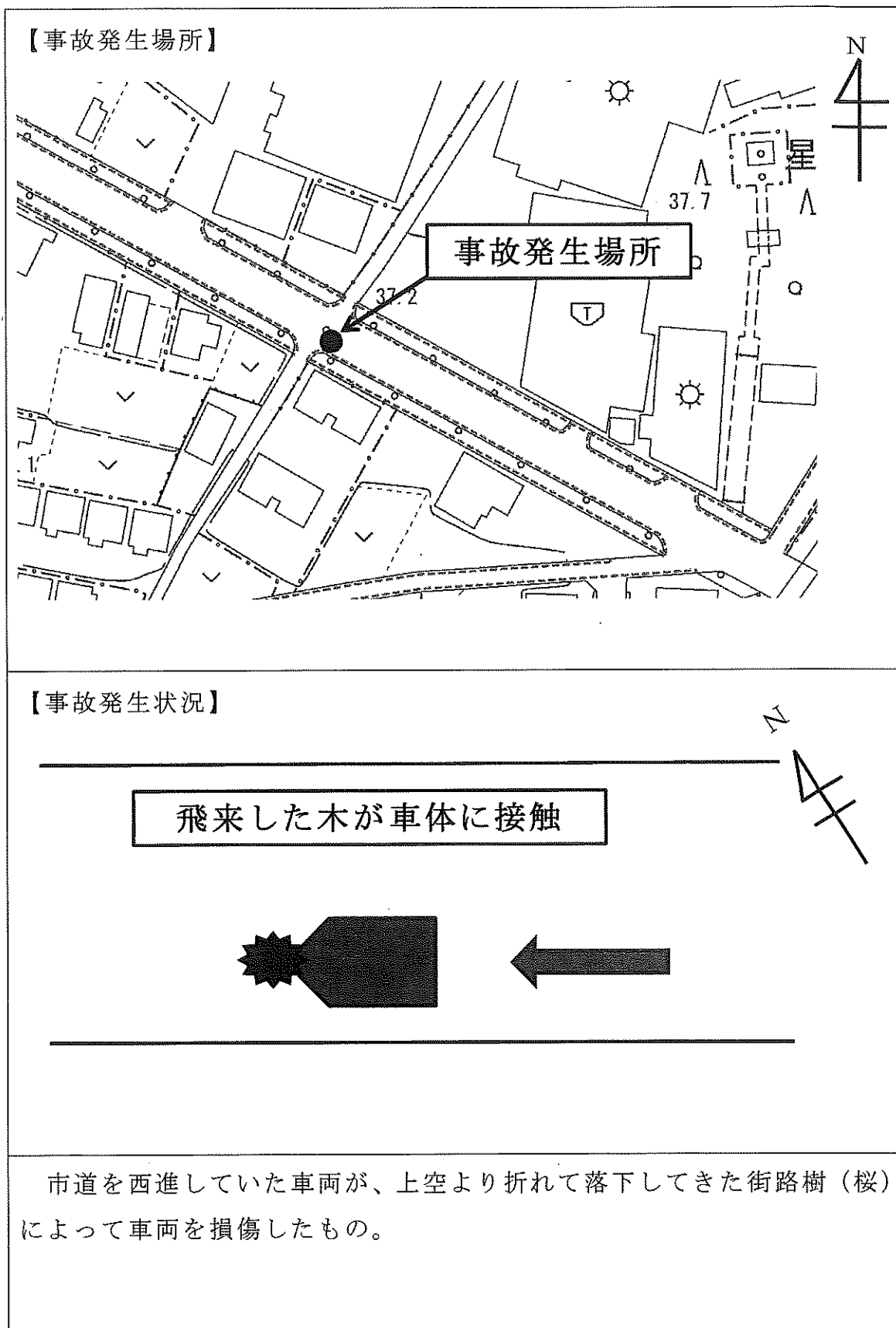
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるところ。

2 以下略

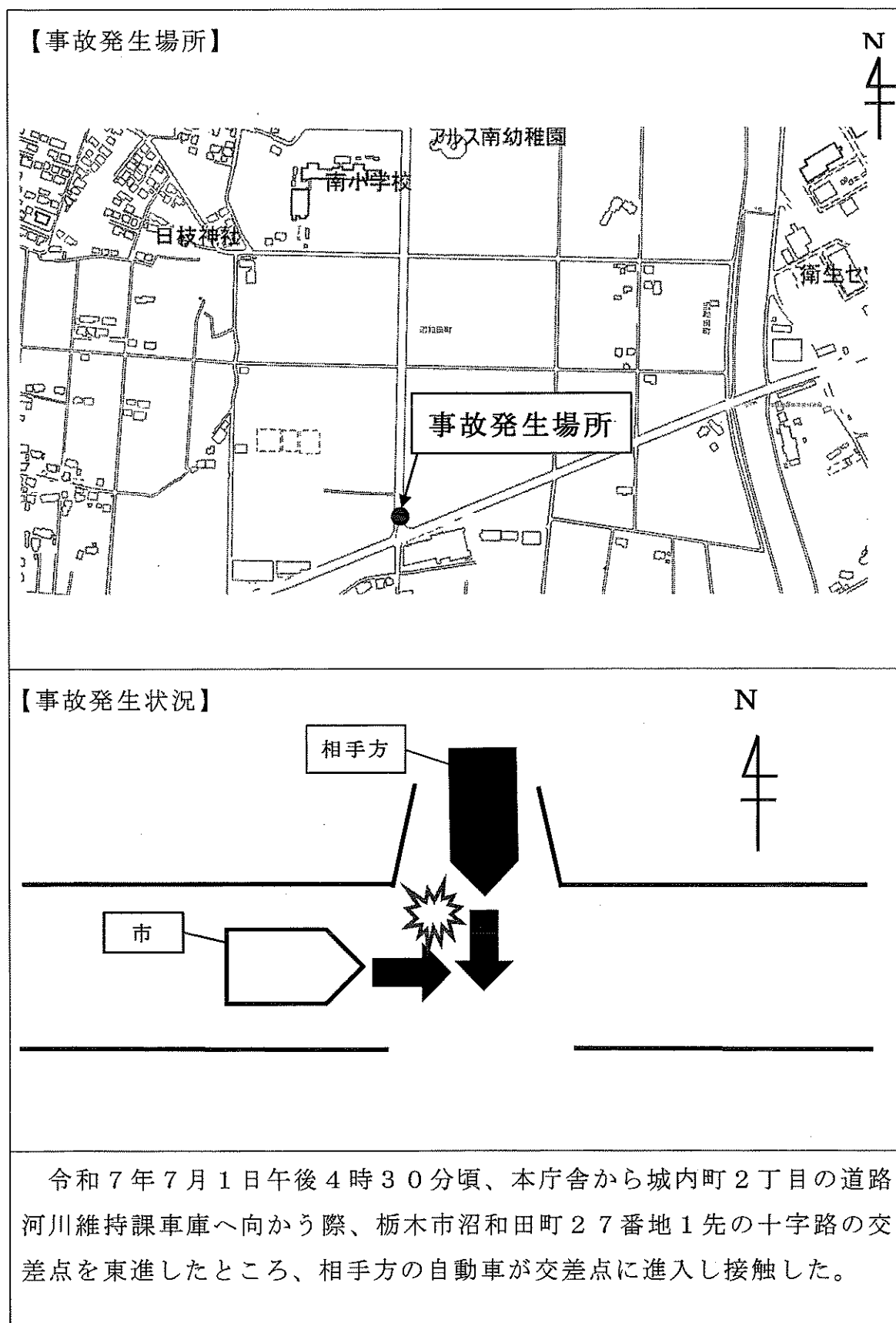
専決第 1 4 号



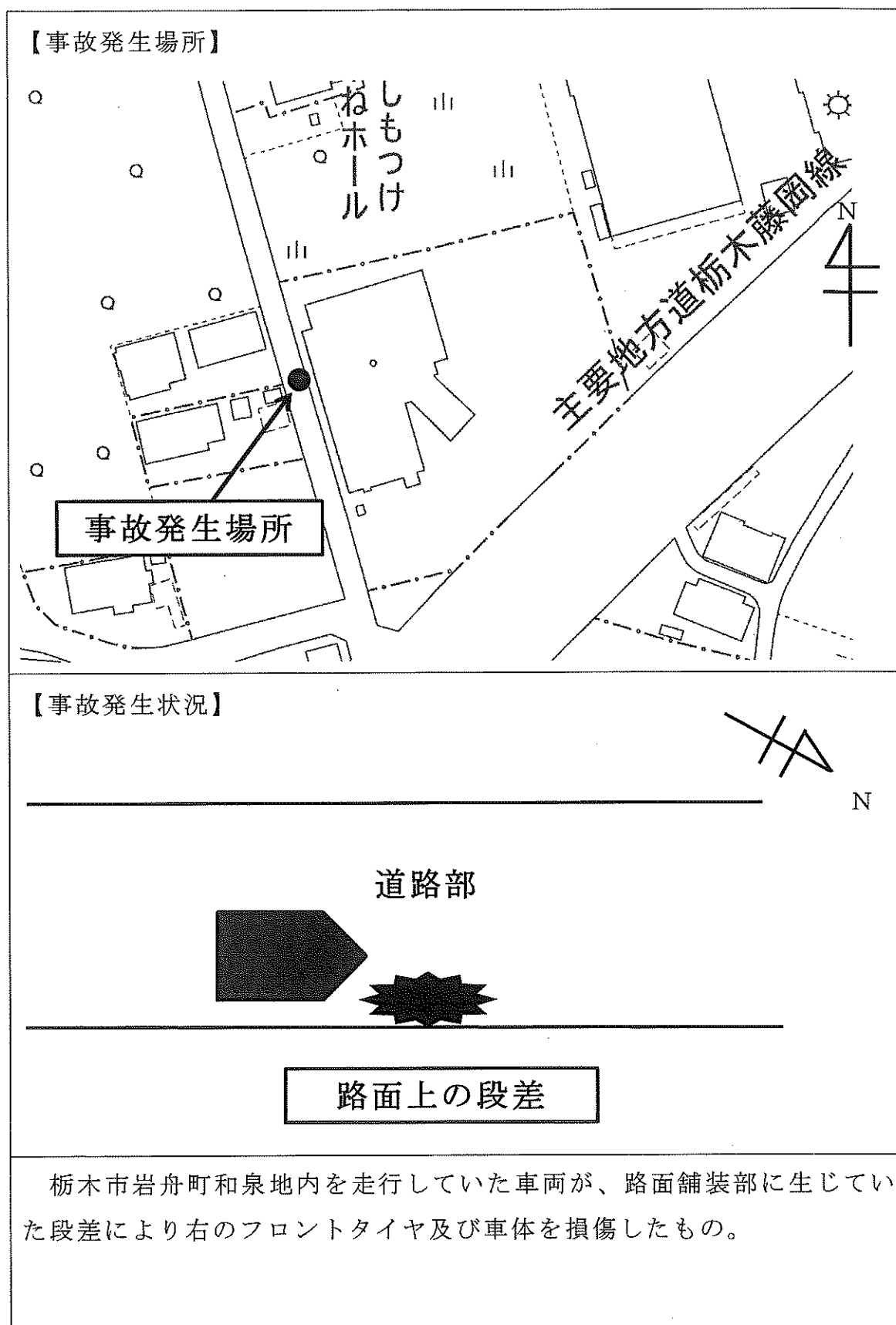
専決第 1 5 号



専決第 17 号



専決第18号



(学 校 教 育 課)

議案第 1 4 4 号

栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定について

提案理由

栃木市立小学校及び中学校における教職員の人材育成・確保を目的とした事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市教職員人材育成・確保基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(文 化 課)

議案第 1 4 5 号

栃木市文化財等収蔵庫条例の制定について

提案理由

文化財等の集約及び保存環境の整備を図ることを目的として、栃木市文化財等収蔵庫を設置するに当たり、栃木市文化財等収蔵庫条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

(税 務 課)

議案第 1 4 6 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

税務システム標準仕様書に準拠したシステムへの移行を踏まえ、所得及び課税に関する証明を一本化する等に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市税に関する証明の種類並びに評価証明及び公課証明の手数料の金額の算定方法を改め、所有証明を削ること。（別表第 1 関係）

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第146号（税務課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行	
別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～17 略	略
18 <u>納税証明、所得証明</u> その他の市税に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機により <u>所得証明、課税証明、非課税証明、納税証明又は住民税決定証明</u> を交付する場合にあっては、1通につき200円）
19 <u>土地若しくは建物の評価証明、公課証明又は所有証明</u>	1通につき 300円（ <u>土地は5筆以下、建物は5棟以下</u> を1通とし、1通増すごとにそれぞれ100円を加算する。）
20～42 略	略
備考 略	

改 正 案

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～17 略	略
18 納税証明、 <u>所得課税証明</u> その他の市税に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機により <u>納税証明又は所得課税証明</u> を交付する場合にあっては、1通につき200円）
19 <u>土地及び家屋</u> の評価証明又は公課証明	1通につき 300円（ <u>土地及び家屋を合算して5筆（棟）</u> 以下を1通とし、1通増すごとにそれぞれ100円を加算する。）
20～42 略	略

備考 略

(保 育 課)

議案第 1 4 7 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。(第 1 5 条関係)
- 2 保育所の設備の基準の特例に係る要件を改めること。(第 2 5 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第147号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
(虐待等の禁止)	
第15条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
(保育所の設備の基準の特例)	
第25条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	
(1) 略	
(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
(3)～(5) 略	

改 正 案

(虐待等の禁止)

第15条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(保育所の設備の基準の特例)

第25条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 略

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用条項を改めること。(第 1 4 条関係)

- 2 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 略称規定の適用範囲を改めること。(第 1 5 条関係)

(2) 引用条項を改めること。(第 2 5 条関係)

- 3 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用条項を改めること。(第 1 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第148号（保育課）

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する

現	行
【栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】 (虐待等の禁止)	
第14条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正】 (特定教育・保育の取扱方針)	
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号において</u> 「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	
(2)～(4) 略	
2 略	
(虐待等の禁止)	
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
【栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】 (虐待等の防止)	

改 正 案

【栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】
(虐待等の禁止)

第 1 4 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正】
(特定教育・保育の取扱方針)

第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) 略

2 略

(虐待等の禁止)

第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】
(虐待等の防止)

現

行

第12条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改 正 案

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(保 育 課)

議案第 1 4 9 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。(第 1 4 条関係)
- 2 食事の提供の特例に係る要件を改めること。(第 1 7 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第149号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
（虐待等の禁止） 第14条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
（食事の提供の特例） 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	

改 正 案

(虐待等の禁止)

第14条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(学 校 施 設 課)

議案第 1 5 0 号

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正
する条例の制定について

提案理由

体育館冷房設備の利用に係る使用料を徴収するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 使用料を納付しなければならない学校施設に体育館冷房設備を加えること。（第 2 条関係）
- 2 体育館冷房設備の利用に係る使用料の額を定めること。（別表関係）

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第150号（学校施設課）

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例

現	行
（使用料） 第2条 学校施設のうち、体育館、武道場、体育館ミーティング室、運動場夜間照明設備及び特別教室を利用する者は、使用料を納付しなければならない。 2 略	
別表（第2条関係）	
1 スポーツ開放施設	
開放施設	使用料
略	略
運動場夜間照明設備	1時間につき 1,000円
2 生涯学習開放施設 略	

改 正 案

(使用料)

第2条 学校施設のうち、体育館、武道場、体育館ミーティング室、運動場夜間照明設備、体育館冷房設備及び特別教室を利用する者は、使用料を納付しなければならない。

2 略

別表（第2条関係）

1 スポーツ開放施設

開放施設	使用料
略	略
運動場夜間照明設備	1時間につき 1, 000円
<u>体育館冷房設備</u>	<u>1時間につき 1, 000円</u>

2 生涯学習開放施設 略

(消 防 総 務 課)

議案第 1 5 1 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

緊急消防援助隊として消防業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給額の上限を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

消防業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給額の上限を改めること。

(第 9 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

議案第151号（消防総務課）

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（消防業務に従事する職員の特殊勤務手当） 第9条 略 2 前項に規定する手当の額は、それぞれの業務の特殊性に応じ、1回の勤務につき1,000円又は1回の出勤につき1,000円を超えない範囲において規則で定める。	

改 正 案

(消防業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第9条 略

- 2 前項に規定する手当の額は、それぞれの業務の特殊性に応じ、1回の勤務につき 2, 160円又は1回の出勤につき1, 000円を超えない範囲において規則で定める。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災の予防の実効性の向上を図るに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次を改めること。(目次関係)
- 2 簡易サウナ設備に係る規定を加えること。(第7条の2関係)
- 3 サウナ設備に係る規定の整理を行うこと。(第7条の3関係)
- 4 火災に関する警報に係る規定の整理を行うこと。(第29条関係)
- 5 避難等に資する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーを加えること。
(第29条の7関係)
- 6 林野火災の予防に係る規定を加えること。
(第29条の8及び第29条の9関係)
- 7 引用条項を改めること。(第42条の3関係)
- 8 設置の届出を要する火を使用する設備等に簡易サウナ設備を加え、字句の整理を行うこと。(第44条関係)
- 9 届出の対象となる期間及び区域の指定に係る規定を加え、火災とまぎら

わしい煙又は火災を発するおそれのある行為に係る規定の整理を行うこと。

(第45条関係)

[参照条文]

議案第144号と同じ。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

-36-

目次

第1章～第3章 略

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

第4章～第7章 略

附則

第7条 略

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 略

- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1)～(6) 略

- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

- (2) 略

- 2 略

改 正 案

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為

(2)～(6) 略

火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条第 1 項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6)の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の 2～(15) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為 （たき火を含む。）

(2)～(6) 略

現

行

改 正 案

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(総務人事課)

議案第153号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

提案理由

令和8年4月1日から、佐野市が栃木県市町村総合事務組合規約第4条第4号に掲げる事務及び同条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

規約第4条第4号及び同条第5号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に佐野市を加えること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項の

みに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

栃木県市町村総合事務組合規約抜粋

(組合の共同処理する事務)

第4条 組合の共同処理する事務は次に掲げる事務とし、別表第2の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表右欄に掲げる組織市町村等の当該事務を共同処理する。

(1)～(3) 略

(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

(5) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償

(6) 以下略

議案第153号（総務人事課）

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

現 行	
別表第2（第4条関係）	
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第4条第4号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡 中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設 地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合
第4条第5号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
以下略	以下略

改 正 案

別表第 2（第 4 条関係）

共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第 4 条第 4 号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> <u>佐野市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合
第 4 条第 5 号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> <u>佐野市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
以下略	以下略

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市尻内町 6 9 1 番地 1 坂本・日向野特定建設工事共同企業体代表者坂本産業株式会社代表取締役坂本和則と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 清水川第 1 調節池整備工事

工事場所 栃木市箱森町地内

工事概要 調節池整備

・ 設置面積 7, 7 3 4 m²

・ 最大貯留量 5, 1 4 3 m³

主な工種

・ 放流水路工 1 式

・ 流入施設工 1 式

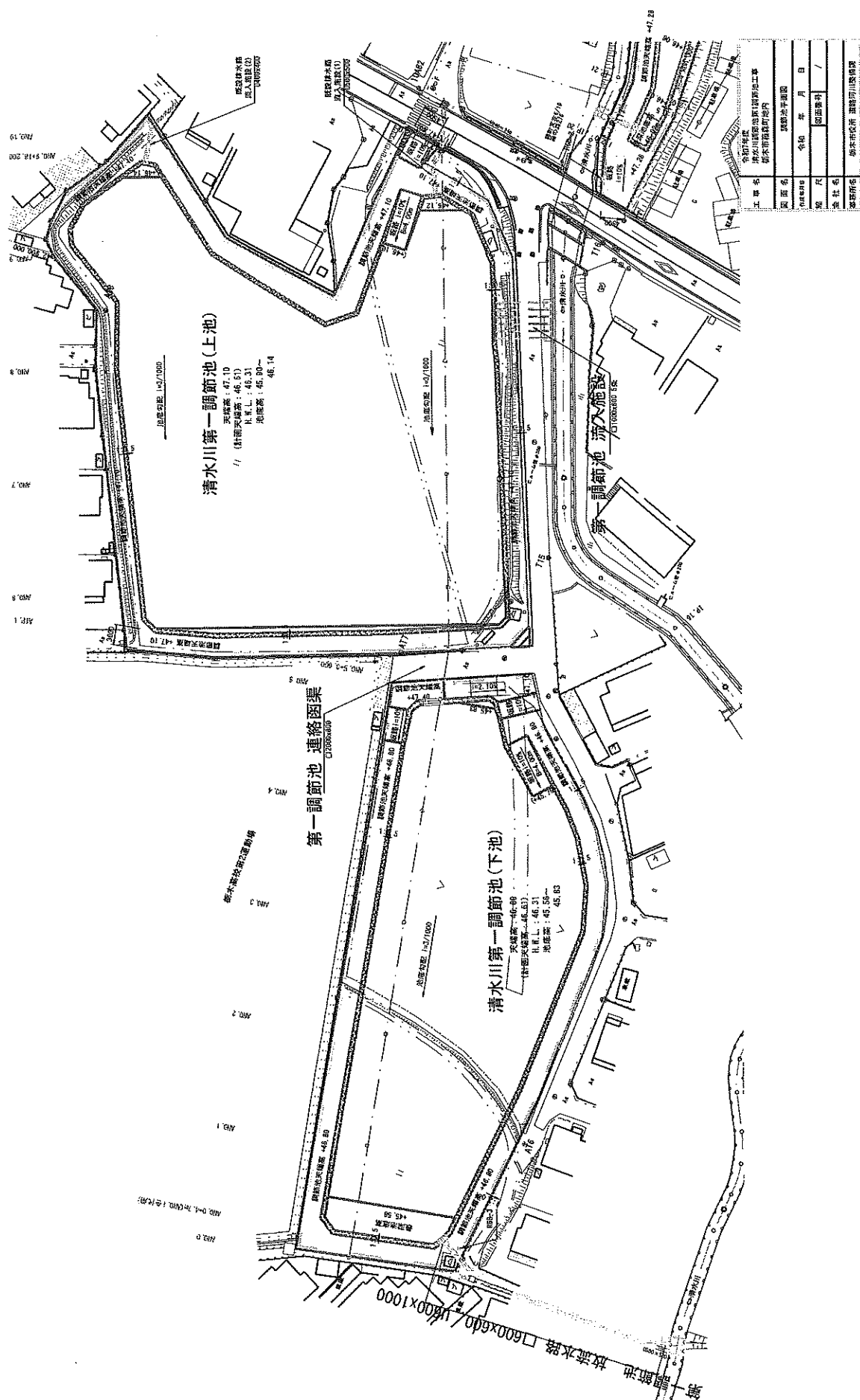
・ 法覆護岸工 7 6 2 m²

・ アスファルト舗装工 1, 5 2 1 m²

・ コンクリート舗装工 7 4 7 m³



采掘工業



工事請負契約の変更について

提案理由

令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会において、議案第 5 6 号として議決を経た平井川第 2 調節池整備工事（日向野・坂本特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
3 1 6 , 8 0 0 , 0 0 0	3 3 3 , 3 5 5 , 0 0 0

〔参照条文〕

議案第 1 5 4 号と同じ。

(参考)

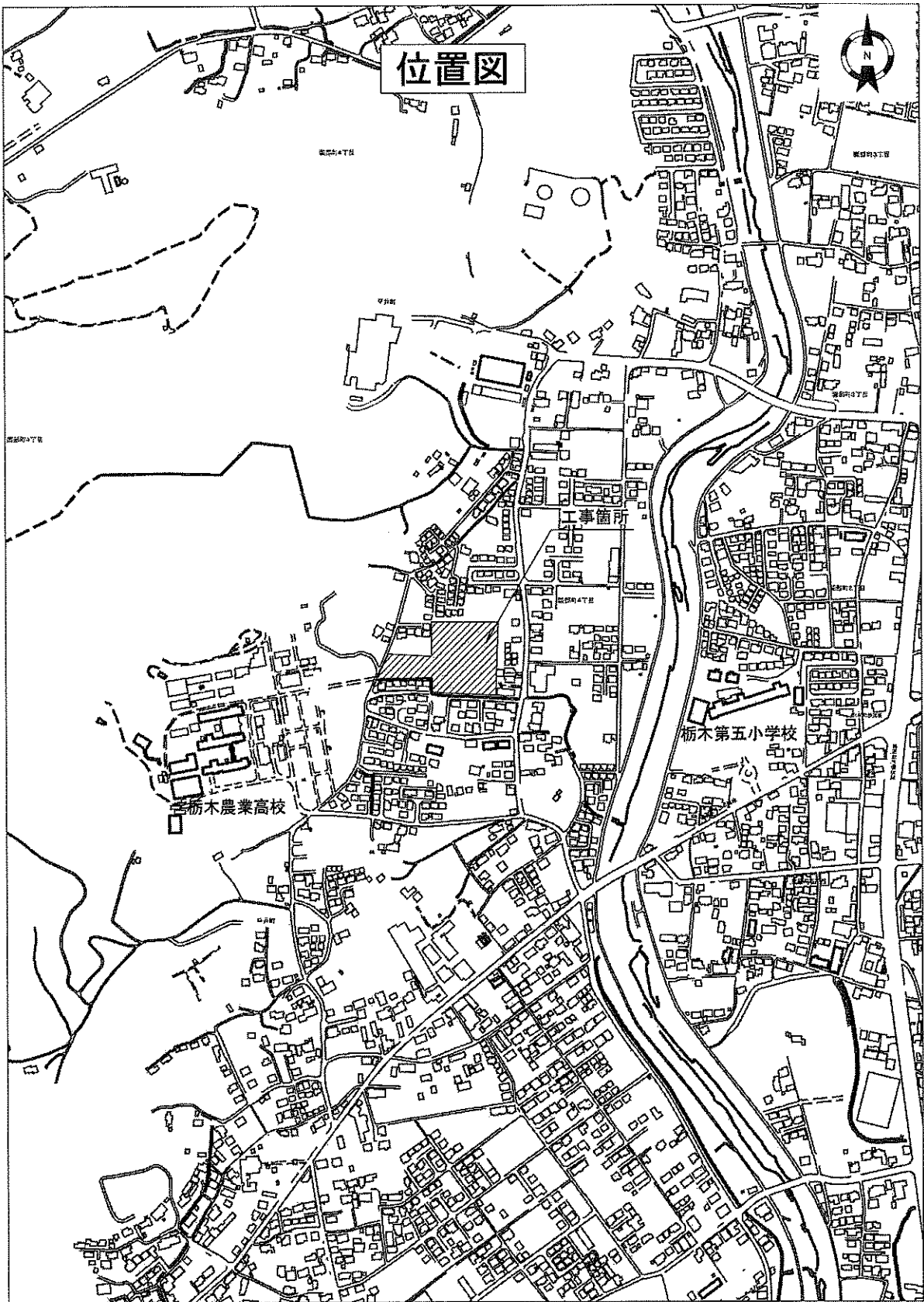
契約の相手方 栃木市皆川城内町 1 8 3 3 番地
日向野・坂本特定建設工事共同企業体
代表者 日向野建設株式会社
代表取締役 岡 忠昭
工 事 名 平井川第 2 調節池整備工事
工 事 場 所 栃木市平井町地内

工事概要 調節池整備

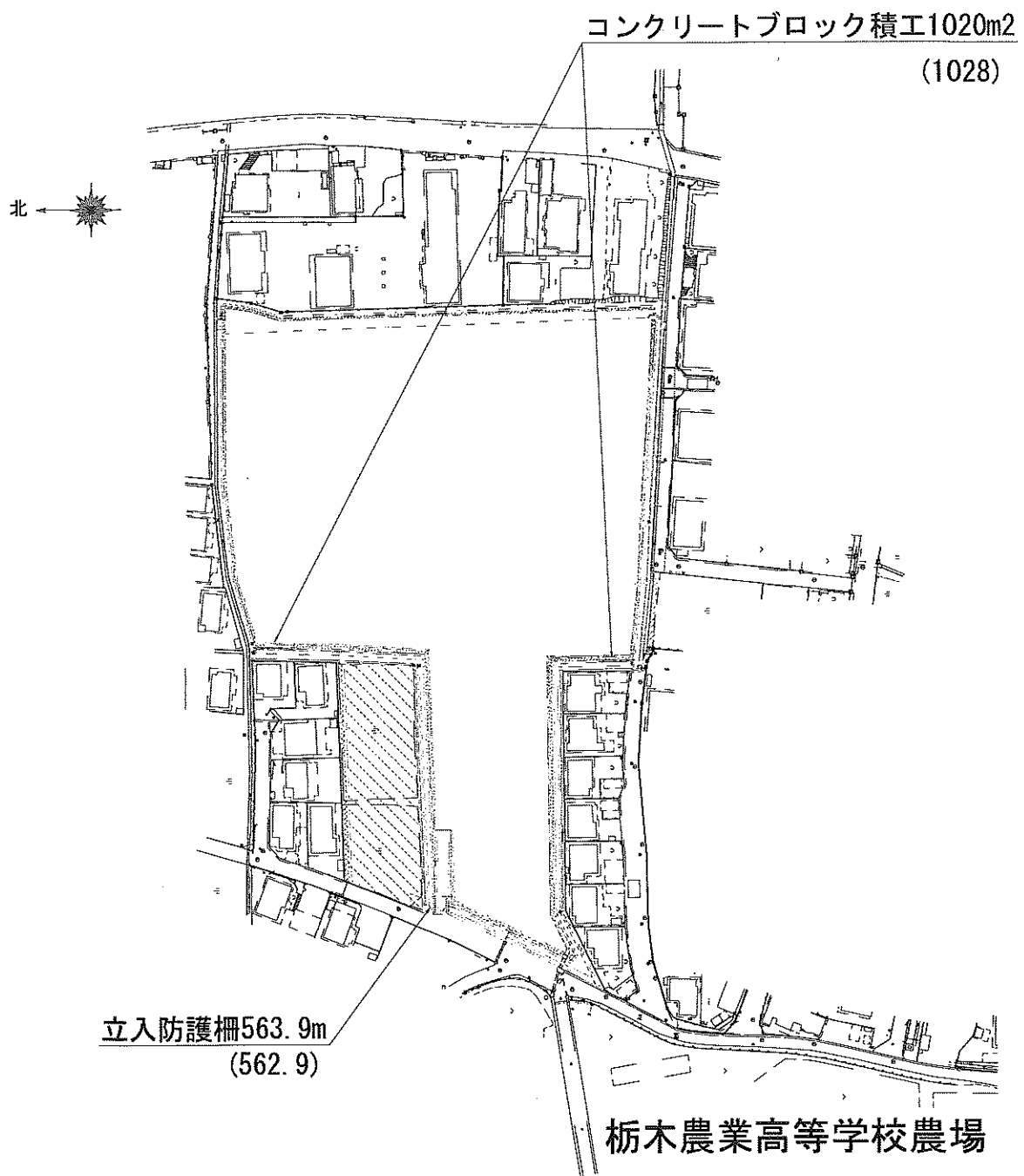
- 敷地面積 1 3 , 2 0 0 m²
- 最大貯留量 2 1 , 6 0 0 m³

主な工種

- ・コンクリートブロック積工 1, 0 2 0 (1, 0 2 8) m²
- ・護床工 (池底コンクリート) 1, 1 4 0 m³
- ・立入防止柵 5 6 3. 9 (5 6 2. 9) m
- ・水路工 1 式
- ・残土受入先での整地等一式 1 2, 1 1 7 (一) m³
- ・水替え工一式 9 4 (一) 日台



変更平面図



残土受入先での整地等一式12,117m3
(一)

水替え工一式94日台
(一)

※()内は変更前数量

訴えの提起について

提案理由

公有財産の適正管理を図るため、市有地を不法に占有している者に対し、建物収去土地明渡等請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 1 1 条第 1 項（同法第 3 8 条第 1 項（同法第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 4 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9

条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 以下略

位置図

(※個人情報保護のため、一部非公開にしています。)

(健康増進課)

議案第157号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木地区急患センターの指定管理者に一般社団法人下都賀郡市医師会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(健康増進課)

議案第158号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟健康福祉センターの指定管理者に宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体（代表団体 宮ビルサービス株式会社）を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第157号と同じ。

(商 工 振 興 課)

議案第 1 5 9 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平まちづくり交流センターの指定管理者に株式会社大高商事を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 5 7 号と同じ。

(商 工 振 興 課)

議案第 1 6 0 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターの指定管理者に環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体（代表団体 環境整備株式会社）を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 5 7 号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、渡辺憲子氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 略

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

渡 辺 憲 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡 7 0 8 番地 3

生年月日 昭和 4 2 年 5 月 3 日

最終学歴

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくれます
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

